

特許庁委託

**台湾模倣対策マニュアル  
(実務編)**

2017年3月

公益財団法人 日本台湾交流協会

# 一、台湾でよく見られる模倣品の種類と件数

## 模倣品に関する統計資料に基づく分析

本章では、台湾でよく見られる模倣品の種類及び件数等を、税関段階、捜査段階、裁判段階の3つに分けて、政府が公表している統計資料を用いて分析、紹介する。

### (一) 税関における模倣品の発見状況

税関における商標侵害案件の件数及び商品の数量は以下のとおりで、2012年から一貫して増加している。品目については毎年大きく変動しているが、自動車関係の部品、革製品、時計、靴、衣服、携帯電話等がほぼ毎年侵害品が発見されている。

【商標侵害案件数の推移（税関）（2011年～2015年）】

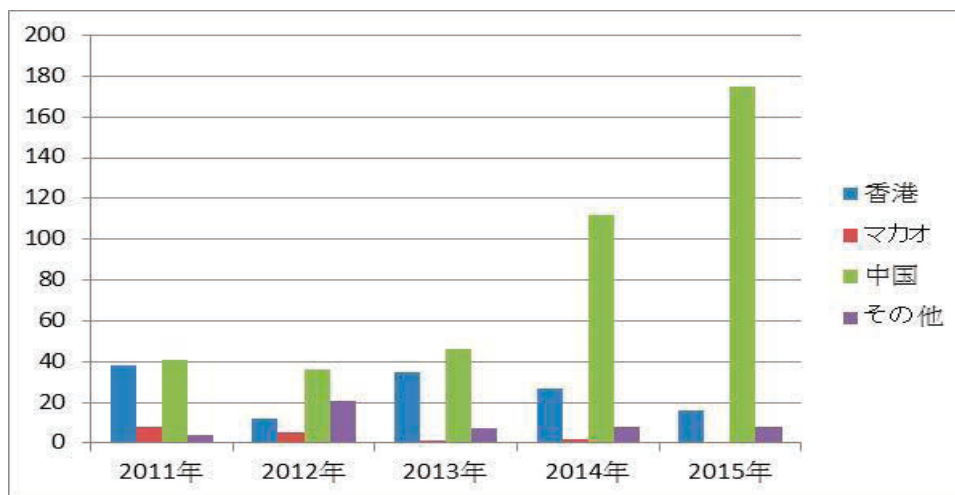
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
件数	91	74	89	149	199
自動車部品	497	1,364	0	364	2,605
革製品	754	1,494	2,697	1,483	2,456
腕時計	96	219	383	874	304
靴類	1,571	3,549	358	698	1,237
衣服	1,362	3,476	12,604	942	1,045
タバコ	0	450,000	0	—	—
携帯電話類	205	480	660	1,637	3,692
薬品	9,151	4,603	—	200	—
玩具	—	109	12	2,388	1,359
フェイシャルパック	—	—	15,600	31,300	6,300
ヘッドフォン	—	—	—	2,753	1,360
文具	—	—	—	8,100	—
メモリカード	12,137	—	—	—	—
雑貨	35,683	50,904	8,600	4,838	15,172

財務部関務署が毎年公表している「海關査緝侵害智慧財産權案件統計表」（2011年～2015年）をもとに作成

※「—」とした項目はデータがないことをあらわす（その年の「海關査緝侵害智慧財産權案件統計表」に項目自体が存在していない）。

商標侵害案件を生産国別にその傾向を見ると、中国が圧倒的に多く、かつ 2013 年から 2015 年の間に約 4 倍に増加している。2015 年は 199 件中 175 件が中国からの輸入品であった。次に多いのは香港であり、199 件中 16 件となっている。

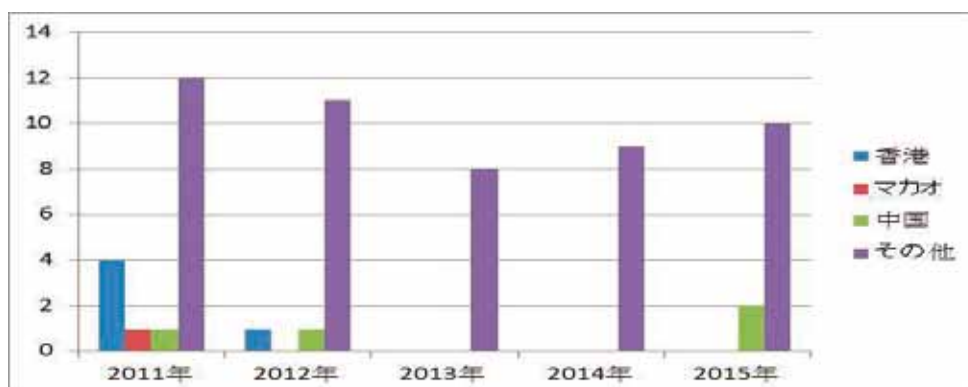
【商標権侵害件数：生産国別（税関）】



財務部関務署が毎年公表している「海關查緝侵害智慧財産権案件統計表」（2011 年～2015 年）をもとに作成

一方、著作権侵害案件については、税関で検挙されている件数は少ない。また、特に中国が多いということもない。税関で検挙される著作権侵害案件が少ないことの背景としては、税関での著作権違反のチェックが容易ではないことが可能性として考えられる。

【著作権侵害件数：生産国別（税関）】



財務部関務署が毎年公表している「海關查緝侵害智慧財産権案件統計表」（2011 年～2015 年）をもとに作成

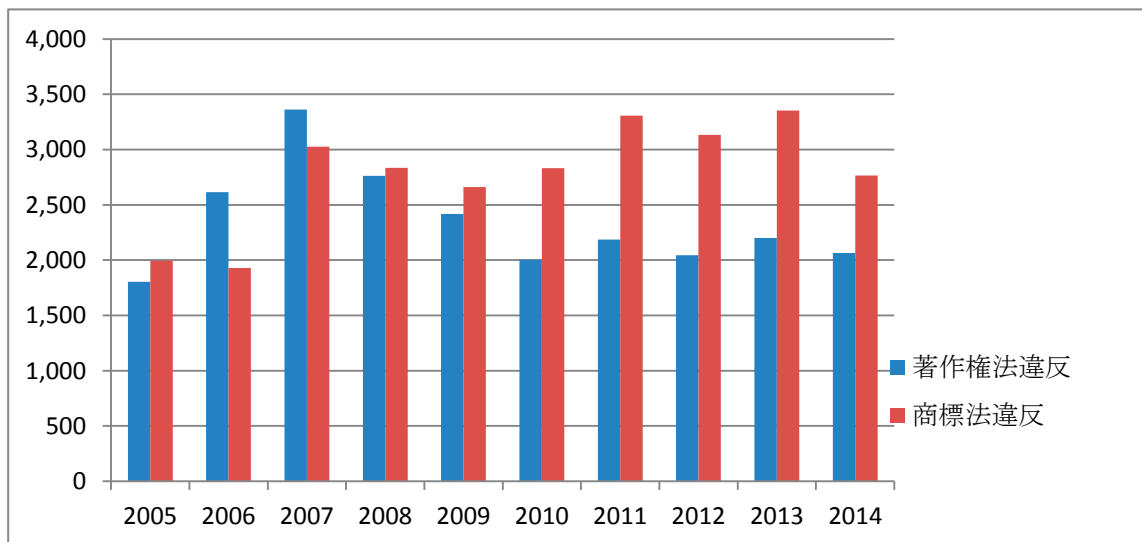
## (二) 模倣品の捜査状況

### 1. 警察による捜査

次に捜査段階における統計を紹介する。第二章において詳細に説明するとおり、知的財産事件の捜査は(1)警察が行なう場合、(2)法務部調査局が行なう場合、(3)検察庁が直接告訴を受理して行う場合があるが、重要な役割を示すのは(1)の警察（特に刑事警察大隊）が行なう捜査である。

統計を見ても、警察が始めに扱った事件数が圧倒的に多いことを示すものとなっている。

【著作権法・商標法違反 発生件数（警察）】



警政統計年報 重要統計結果表別表 4 をもとに作成。

(<https://www.npa.gov.tw/NPAGip/wSite/np?ctNode=12897&mp=1>)

以下の表は警察が扱った最近の商標法違反、著作権法違反事件数である。知的財産関係については、近時は毎年夏ごろにその年の1月から7月までの検挙状況に関する資料を公表しているため、それぞれの年の1月から7月までの結果をまとめた。

【商標法違反、著作権法違反事件数（警察）】

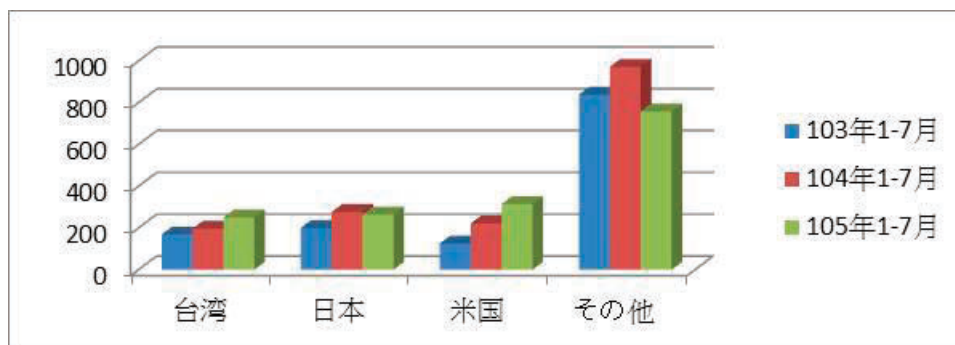
		合計			台湾			日本			米国			その他		
		件	人	差押金額	件	人	差押金額	件	人	差押金額	件	人	差押金額	件	人	差押金額
合計	105年1-7月	2,916	3,286	103.42	1,288	1,518	73.95	314	333	2.3	341	376	16.09	973	1,059	11.08
	104年1-7月	3,074	3,520	128.73	1,242	1,492	77.68	379	412	12.48	278	332	32.26	1,175	1,284	6.3
	103年1-7月	2,487	2,912	48	945	1,193	33.42	314	340	2	186	247	9	1,042	1,132	3.6
商標法	105年1-7月	1,587	1,761	13.59	250	302	5.83	264	281	1.84	315	341	0.67	758	837	5.24
	104年1-7月	1,668	1,848	10.66	197	230	1.97	277	301	1.8	222	264	1.17	972	1,053	5.72
	103年1-7月	1,335	1,530	10.08	169	212	4.47	201	219	0.82	126	181	1.71	839	918	3.08
著作権	105年1-7月	1,329	1,525	89.83	1,038	1,216	68.12	50	52	0.46	26	35	15.42	215	222	5.84
	104年1-7月	1,406	1,672	118.06	1,045	1,262	75.71	102	111	10.68	56	68	31.09	203	231	0.58
	103年1-7月	1,152	1,382	37.93	776	981	28.95	113	121	1.23	60	66	7.22	203	214	0.53

警政統計通報「105年第35週(105年1-7月警察機關查緝侵害智慧財產權成果)」「104年第35週(104年1-7月警察機關查緝侵害智慧財產權成果)」をもとに作成。

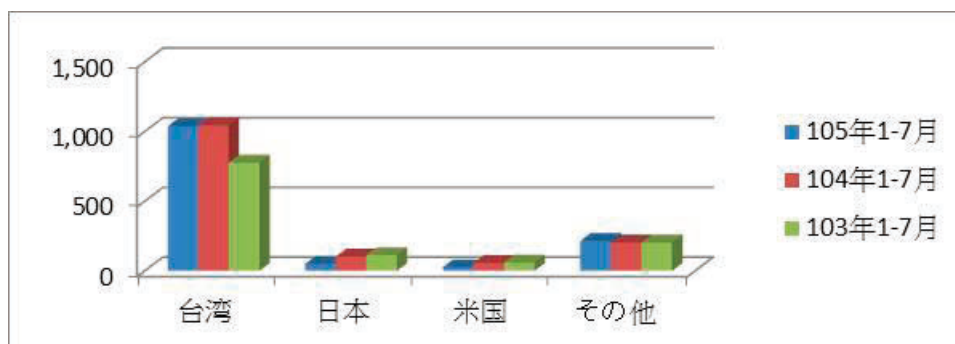
(<https://www.npa.gov.tw/NPAGip/wSite/lp?ctNode=12594&CtUnit=1739&BaseDSD=7&mp=1>)

以下のグラフは、商標・著作権に関する事件数をそれぞれグラフにしたものであるが、商標権侵害の場合は、侵害された商標の権利者が台湾企業の占める割合は2割にも満たず、残りは日本企業や米国企業など諸外国の権利者となっている。一方では、著作権は約8割の権利者が台湾企業に関する案件となっている。このように商標権及び著作権で大きな差異が生じる背景としては、商標については海外ブランドの模倣品が多いのに対して、著作権については国内の著作物がコピーの対象となっていることが考えられる。

【商標法違反事件数の推移（警察）】



【著作権法違反事件数の推移（警察）】



警政統計通報「105 年第 35 週(105 年 1-7 月警察機關查緝侵害智慧財產權成果)」 「104 年第 35 週(104 年 1-7 月警察機關查緝侵害智慧財產權成果)」に基づき作成

## 2. 法務部調査局による調査

以下の表は法務部（法務省）調査局が扱った事件数の推移である。調査局は、その設置根拠法令によると、国家の安全の維持及び犯罪の防止をその職務としている。犯罪の防止については、商標法違反又は著作権法違反の告発・告訴案件を受理、調査することができるが、刑事警察大隊が IP 関連案件を中心としているのに対して、調査局が政策的に重視しているのはこの種の案件ではない。したがって、事件の総数も少なくなっている。商標、著作権のいずれが多いかについては、年によって異なっている。

【知的財産案件数の推移（法務部調査局）】

	合計		商標		著作権		営業秘密	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
2016 年 1-7 月	47	84	26	40	11	18	10	26
2015 年	60	108	16	22	28	49	16	37
2014 年	34	50	16	26	18	24	—	—
2013 年	53	73	25	31	28	42	—	—

「法務部調査局查緝侵害智慧財産権案件統計表」（智慧財産局のウェブサイトに掲載）をもとに作成。  
(<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=6802&CtUnit=3309&BaseDSD=7&mp=1>)

※2013 年及び 2014 年の営業秘密関連案件数については統計データがない。

## 3. 捜査終了後の処理の状況

以下の表は 2016 年上半期の知的財産関連事件の検察署による処分結果をまとめたものである。

2016 年上半期に終了した案件の数は 3583 件であった。そのうち正式に起訴されたのが 308 件、略式で起訴されたものも 318 件、起訴猶予処分が 634 件、不起訴処分が 1718 件となっている。このように被害者からの告訴等によって多くの案件が開始しているものの、起訴まで至るのは 2 割程度にすぎない。

被疑者の属性としては、以下の表の被疑者の属性欄に記載のとおり、小売店が多くなっている。

【検察庁による知的財産事件の処理状況】

類型	事件数	終結状況								罪名				被疑者の属性				
		合計	通常手続による起訴		略式手続	起訴猶予処分		不起訴処分		その他	著作権法違反	商標法違反	営業秘密法違反	その他	製造業	卸売業	小売業	その他
			具体的求刑あり	具体的求刑なし		懲罰	一般											
米国	411	421	-	39	59	80	24	141	79	141	275	1	4	19	-	278	129	
欧州	928	914	-	65	141	329	77	138	154	76	833	-	6	15	7	779	112	
日本	812	818	-	18	41	124	16	81	38	85	224	-	4	22	6	222	64	
その他の国	222	150	-	10	13	22	1	90	14	33	53	-	6	6	3	58	81	
台湾	1645	1559	-	170	57	67	19	977	259	1153	275	66	52	154	35	495	862	
中国	244	229	-	6	6	10	1	153	46	195	12	2	17	25	1	19	178	
2016年1月～6月	3663	3583	-	308	318	634	138	1580	605	1749	1673	69	90	257	51	1849	1426	

「地方法院検察署智慧財産権案件偵査収結情形」（智慧財産局のウェブサイトに掲載）をもとに作成。  
<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=6802&CtUnit=3309&BaseDSD=7&mp=1>

（三）模倣品に関する刑事裁判の結果

次に裁判所においてどのような決定・判決が出されたかについてであるが、738件中有罪判決が出されたのは527件であった。一方無罪が59件、不受理が145件となっている。無罪・不受理の割合は、地域差がかなり生じている。アメリカ案件、欧州案件、日本案件では、有罪判決の割合が8～9割であるが、台湾案件では有罪判決の割合が約半数にとどまっている。不受理の割合が高くなっている理由は不明であるが、前述のとおり著作権法違反案件は台湾案件が多くなっている。商標法違反は親告罪でないのに対して、著作権法違反は基本的に親告罪であるので、犯人を知ったときから法定の期間（6ヶ月）内に適法に告訴がなされなかったことや告訴が取り下げられたことにより不受理になった可能性が考えられる（刑事訴訟法第237条1項）。

【知的財産事件：裁判結果（2016年1月～6月）】

類型	被告人数												
	合計	量刑							免除	無罪	免訴	不受理	その他
		小計	有期懲役			拘留	罰金						
			6月以下	6月-1年	1-2年								
米国	92	79	18	-	-	56	5	-	4	-	9	-	
欧州	208	199	28	-	-	158	13	-	3	-	6	-	
日本	85	75	26	-	2	41	6	-	3	2	5	-	
その他の国	30	18	7	-	-	10	1	-	1	2	9	-	
台湾	314	155	67	5	1	55	27	-	47	3	109	-	
中国	9	1	-	-	-	1	-	-	1	-	7	-	
2016年1月～6月	738	527	146	5	3	321	52	-	59	7	145	-	

「地方法院検察署智慧財産権案件裁判確定情形」（智慧財産局のウェブサイトに掲載）をもとに作成。  
<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=6802&CtUnit=3309&BaseDSD=7&mp=1>

# 産業財産権における模倣対策のご案内

公益財団法人日本台湾交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催  
現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置  
産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、  
公益財団法人日本台湾交流協会 貿易経済部までお問い合わせください。

TEL：03-5573-2600

FAX：03-5573-2601

H P：http://www.koryu.or.jp

[特許庁委託] 台湾模倣対策マニュアル（実務編）

---

平成29年3月 発行

【禁無断転載】

発行者 舟 町 仁 志

発行所 公益財団法人 日本台湾交流協会  
東京都港区六本木3-16-33  
青葉六本木ビル7階

印刷所 株式会社 ニッケイ印刷

執筆協力：理律法律事務所（LEE AND LI Attorneys-at-Law）

台北市敦化北路201号7階

---